



SPARTA1合同会社がニッシン債権回収<8426>株式の大量保有報告書 を提出



ニッシン債権回収<8426>について、SPARTA1合同会社が11月17日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出了。

報告書によると、SPARTA1合同会社のニッシン債権回収株式保有比率は、9.79%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2011年11月16日。